



# 鳥取県公報

平成 29 年 3 月 13 日 (月)  
号外第 20 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（2）（交通規制課）・・・・・・・・・・ 3

## ==== 公布された規則のあらまし =====

## ◇鳥取県道路交通法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

自動車の積載物の高さ制限の特例区間に新たな道路の区間を加える等、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 自動車の積載物の高さ制限の特例区間に、次の区間を加える。
  - ア 一般国道179号の一部
  - イ 一般国道180号の一部
  - ウ 一般国道181号の一部
  - エ 主要地方道鳥取鹿野倉吉線の一部
  - オ 主要地方道倉吉青谷線の一部
  - カ 主要地方道倉吉由良線の一部
  - キ 一般県道倉吉停車場線の一部
  - ク 一般県道羽合東伯線の一部
- (2) 一般県道伏野覚寺線における自動車の積載物の高さ制限の特例区間を延長する。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

# 公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 13 日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

## 鳥取県公安委員会規則第 2 号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後              |  | 改 正 前              |  |
|--------------------|--|--------------------|--|
| 別表第 2（第 7 条の 2 関係） |  | 別表第 2（第 7 条の 2 関係） |  |
| 路線名                | 区間   | 路線名                | 区間   |
| 略                  |  | 略                  |  |
| 一般国道53号            | 鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接続する地点から同市秋里地内秋里交差点まで                    | 一般国道53号            | 鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接続する地点から同市秋里地内秋里交差点まで                    |
| 一般国道179号           | 東伯郡湯梨浜町大字久留地内湯梨浜町役場入口交差点から倉吉市東巖城町地内中部総合事務所先交差点まで               |                    |  |
| 一般国道180号           | 日野郡日野町門谷地内岡山県境から同町根雨地内塔の峰交差点まで                                 |                    |  |
| 一般国道181号           | 日野郡日野町根雨地内塔の峰交差点から日野郡江府町大字佐川地内江府インター入口交差点まで                    |                    |  |
| 略                  |  | 略                  |  |
| 主要地方道秋里吉方線         | 鳥取市秋里地内一般国道 9 号と接続する地点又は同市江津地内一般国道 9 号と接続する地点から同市天神町地内天神町交差点まで | 主要地方道秋里吉方線         | 鳥取市秋里地内一般国道 9 号と接続する地点又は同市江津地内一般国道 9 号と接続する地点から同市天神町地内天神町交差点まで |
| 主要地方道鳥取鹿野倉吉線       | 倉吉市東巖城町地内中部総合事務所先交差点から同市八屋地内竹田橋東詰交差点まで                         |                    |  |
| 主要地方道倉吉青谷線         | 倉吉市八屋地内竹田橋東詰交差点から同市上井町二丁目地内上井町二丁目交差点まで                         |                    |  |
| 主要地方道倉吉由良線         | 東伯郡北栄町西園地内一般国道 9 号と接続する地点から同町西園地内一般県道羽合東伯線と接続する地点まで            |                    |  |
| 略                  |  | 略                  |  |
| 一般県道伏野覚寺線          | 鳥取市千代水四丁目地内千代水西交差点から同市覚寺地内覚寺交差                                 | 一般県道伏野覚寺線          | 鳥取市千代水二丁目地内安長北交差点から同市松並町二丁目地内丸                                 |

|                       | 点まで  |                       | 山交差点まで   |
|-----------------------|--|-----------------------|--|
| 一般県道鳥取<br>港湖山停車場<br>線 | 鳥取市湖山町東三丁目地内湖山東<br>交差点から同市岩吉地内鳥取市道<br>岩吉安長線と接続する地点まで           | 一般県道鳥取<br>港湖山停車場<br>線 | 鳥取市湖山町東三丁目地内湖山東<br>交差点から同市岩吉地内鳥取市道<br>岩吉安長線と接続する地点まで |
| 一般県道倉吉<br>停車場線        | 倉吉市上井地内上井柳町交差点か<br>ら同市上井町二丁目地内上井町二<br>丁目交差点まで                  |                       |  |
| 一般県道羽合<br>東伯線         | 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬地内長<br>瀬新川入口交差点から同町大字久<br>留地内湯梨浜町役場入口交差点ま<br>で     |                       |  |
| 一般県道羽合<br>東伯線         | 東伯郡湯梨浜町大字田後地内田後<br>西交差点から東伯郡北栄町西園地<br>内主要地方道倉吉由良線と接続す<br>る地点まで |                       |  |
| 略                     |  | 略                     |  |

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。